

札幌市学校給食運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例(平成26年条例第43号)第7条の規定に基づき、札幌市学校給食運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) 栄養士又は管理栄養士
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

一部改正〔令和7年(教)規則9号〕

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員3人以上をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「過半数」とあるのは、「過半数(委員3人をもって構成する部会にあつては、全員)」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第3条第1項の規定にかかわらず、札幌市附属機関設置条例の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれ同条例の施行の日に委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

附 則(令和7年(教)規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。